

愛知県環境基本計画（平成14年9月策定）の点検と進捗状況

1 【理念】について

現行の基本計画は、「自然界における物質の適正な循環が確保、維持され、自然生態系が健全に保持された恵み豊かな環境の愛知」（あいち環境社会）を形成し、将来の世代に引き継ぐことを目指している。

その実現に向け、各種施策を展開し、環境質の改善などの成果がみられるところであるが、引き続き、この理念のもとに長期的目標を掲げて施策を推進していくことが必要である。

2 【長期的目標】について

現行の基本計画は、「循環」、「共生」、「安心」、「協働」の四つのキーワードで現される社会の形成を通して「あいち環境社会」の実現を目指すものである。

平成14年の計画策定以降、県はもとより市町村、事業者の間ではリサイクルを中心とした取組が積極的に進められ、廃棄物の最終処分量は大きく減少するなど「循環」に関する施策は大きく前進したと思われる。

また、愛知万博による環境意識の高まりは、環境配慮の視点から行動しようとする多くの人々を生み出すなど「協働」に関する施策も大きく前進したと思われる。

「共生」「安心」に関する取組も着実に進められ、これらの取組に基づき一定の成果、進捗は見られることから、この四つのキーワードで現される社会の形成は、今後とも長期的な目標として目指すべきものと考えられる。

3 【環境政策の方向】について

(1) 「基本的考え方」について

ア 「行動の価値判断に『環境』を重視」について

近年の環境意識の高まりから、企業や個人の行動の価値判断の中に「環境」はかなり重視されるようになってきている。この流れを一層広げ、家庭・地域社会での生活や企業活動など、あらゆる社会経済活動に、環境が浸透していくようにする必要がある。

イ 「多様な手法を活用し社会経済へ環境配慮」について

従来の規制的手法に加え、環境リスクなどの知見を提供する情報的手法、税や補助金による経済的手法、広報等の啓発手法など、これまで多様な手法を活用して社会経済の中に環境配慮を組み込む施策を推進してきた。さらに、環境意識の高まりを生かし、より多くの県民、事業者に自主的な環境保全行動を促す自主的取組手法など、様々な手法を適切に組み合わせ、社会経済システムに環境配慮を一層組み込んでいく必要がある。

ウ 「各種政策、事業における環境配慮」について

現行の計画では社会基盤の整備、運営など主に開発に伴う環境配慮を主眼としていたが、現在では、新エネルギーなどの産業振興、農林水産業における環境保全機能の発揮、環境負荷の少ない街づくりなど、県政の様々な分野において、環境の視点が取り入れられるようになっている。この流れを行政のあらゆる分野に広めていく必要がある。

エ 「各主体の自主的取組と連携」について

地球温暖化防止対策、循環型社会づくりなど現在の環境問題は、県民や企業、民間団体等と連携・協働して取り組まなければ解決できないものであり、県民等との情報の共有化や共通認識の醸成など一層の連携・協働に向けた取組を進める必要がある。

オ 「広域的な連携」について

社会経済活動の広がりはもとより、道州制の検討も踏まえ、河川、海域や主要幹線道路の環境対策など隣接県との連携の必要性はますます高まっている。また、地球環境問題への対応や開発途上国への環境支援も引き続き求められる状況になっている。とりわけ、中国を始め東アジアとの関係は環境、経済両面で一層深くなっていく。

このため、隣接県との連携や東アジアを中心とした国際的な環境協力はますます重要となる。

(2) 長期的な取組

「あいち環境社会」の実現を目指し、「循環」、「共生」、「安心」、「協働」の4つの姿の社会を形成するための25の施策を掲げているが、具体的な内容を短中期的な取組に委ねている。(取組内容と今後の課題は別紙1参照)

(3) 短中期的な取組

数値目標などを掲げ様々な施策を展開してきたが、個々の取組を点検すると温暖化防止対策や水環境対策などで目標の達成が厳しい状況にある。その他の分野においても、引き続き対応すべき課題も多い。(取組内容と今後の課題は別紙2参照)

(4) 個別計画等との関係

平成14年9月以降、地球温暖化対策や自動車環境対策など環境上の個別課題に応じた計画や、環境の視点を取り入れた他の分野における計画等が多く策定されている。

次期基本計画の策定にあたっては、こうした個別計画等との関係を明確にする必要がある。

【参考】個別計画の例

計画の名称	策定期期	所管部局
愛知県環境学習基本方針	平成17年1月	環境部
あいち新世紀自動車環境戦略	平成14年10月	〃
あいち地球温暖化防止戦略	平成17年1月	〃
あいち水循環再生基本構想	平成18年3月	〃
愛知県廃棄物処理計画	平成14年9月	〃
あいちエコタウンプラン	平成16年9月	〃
総合交通システムモデル県域ビジョン	平成17年3月	地域振興部
愛知産業創造計画	平成17年1月	産業労働部
愛知県科学技術基本計画（第2期）	平成18年3月	〃
愛知県新エネルギー関連産業振興計画	平成17年3月	〃
食と緑の基本計画	平成17年2月	農林水産部
建設部門の社会資本整備方針	平成17年3月	建設部
エコ住宅ガイドライン	平成15年3月	〃

また、本年3月には、それまでの地方計画に代わり、新規性のある戦略的な施策を打ち出した「新しい政策の指針」が策定された。この全庁的な計画と環境基本計画との関係も同様に明らかにする必要がある。

4 【計画の期間】について

「新しい政策の指針」は2025年までを展望しつつ2015年までの間に取り組むべき施策を示していること及び現計画策定時から既に5年を経過していることを踏まえ、新たな計画期間を定めることが必要である。

5 計画の推進・進行管理について

「あいち環境づくり推進協議会」、「環境対策推進会議」の活用のみでは計画の推進は不十分であり、個別計画の進行管理のために設置されている推進組織等との連携強化を進めることが必要である。

また、県内各地における様々な団体との意見交換を行うなど、あらゆる機会を活用して、基本計画を幅広い人々に普及広報していく必要がある。

第1 長期的な取組の点検結果

「あいち環境社会」の形成を目指し、循環、共生、安心及び協働の社会の実現に向けて、以下の25の環境の保全と創造に関する施策を長期的視野に立ち計画的に推進してきました。これまでの主な取組内容とその評価は次のとおりです。

【循環】物質が循環的に利用されるなど環境負荷の小さな社会

資源循環を基調とした社会経済活動の推進

エネルギー消費の改善

地球環境保全の推進

健全な水循環の確保

環境負荷の少ないまちづくりの推進

1 主な取組

平成16年度に「あいちエコタウンプラン」を策定し、先導的、効果的な循環ビジネスの事業化を支援しています。

平成14年度に「あいち新世紀自動車環境戦略」を、平成16年度に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、これらの戦略に基づき、エコカーの普及促進や新エネルギー導入に努めています。

平成17年度に「あいち水循環基本再生構想」を策定し、健全な水循環確保のための取組に着手しています。

廃棄物の発生抑制やパークアンドライドの啓発促進、都市内緑地や親水空間の整備などを進め、環境負荷の少ないまちづくりの推進に努めています。

2 取組への評価

この分野に関しては様々な施策が展開されており、資源循環の分野については事業者の取組が積極的なこともあり順調に進んでいます。しかし、地球温暖化防止対策、水循環、まちづくりの分野については普及啓発を始めとする施策を進めてきましたが、その効果はなかなか現れていません。この分野は県民、事業者等の協力が不可欠であり、引き続き啓発を進めるとともに、県民、事業者等が積極的に取り組むよう誘導する施策が必要です。

【共生】多様な生態系が健全に維持され、人と自然との豊かなふれあいが確保された自然と共生する社会

豊かな自然及び身近な自然の保全と整備

緑地の保全と創造

水辺環境の保全と創造

水と緑のネットワークの整備

生物多様性の確保

人と自然とのふれあいの推進

自然環境の保全と創造における協働体制の充実

1 主な取組

造林補助事業等を活用し間伐を進めるなどの森林整備に努めるとともに、水源基金を活用して上流域の水源材の保全、整備に取り組んでいます。

緑化の基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化を進めるとともに、市町村や民間事業者が行う緑化事業への支援をしています。

港湾、河川等水辺環境の保全を進めるとともに、生態系に配慮した多自然型護岸の整備を進めています。

野生生物の移動経路や景観の連続性の確保などの機能の向上を図るための仕組みづくりを進めています。

弥富野鳥園、森林公園など県有施設を活用した自然体験、学習の機会を提供し、県民の多様な期待に応えるよう努めています。

自然観察指導員、里山保全アドバイザーの研修、育成に努めています。

2 取組への評価

近年の環境に対する関心の高まりや愛知万博の開催などに起因して、県民の自然保護に対する意識が向上するとともに、公共事業においては、多自然型の河川整備を行うなど推進にあたって環境配慮の要素が大きく取り入れられるようになりました。

これらの分野においては、県民への啓発や人材育成事業などを中心に進めてきましたが、本県特有の希少野生動植物の減少や普通種の希少種化の傾向が進んでいることから、生物多様性の観点からの新たな取組を進めていく必要があります。

**【安心】大気、水、土地、生物の恩恵にあずかる県民が安心して生活の
できる社会**

公害防止体制の整備

大気環境の保全

水環境・地盤環境の保全

騒音・振動・悪臭の防止

化学物質に係る環境リスク対策の推進

廃棄物適正処理の推進

1 主な取組

平成13年度に策定した「愛知公害防止計画」に基づき、各種公害防止施策を進めています。

大気汚染防止法や平成15年度に施行した県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を実施しています。

水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対して、排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素及びりんphの総量を規制しています。

平成14年7月に伊勢湾を対象として第5次水質総量削減計画を策定し、汚濁負荷量削減対策など総合的な水質浄化対策を推進しています。

道路に面する地域の騒音環境基準の達成を目指して、「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、各種対策を総合的に推進しています。

工場・事業場の操業及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき35市24町1村（平成18年4月1日現在）を規制地域に指定するとともに規制基準の設定を行っています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）に基づき、届出の受理、排出量等の集計及び公表を行うとともに、事業者による化学物質管理の取組を促進しています。

平成15年度に「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の廃棄物の適正な処理を促進しています。

2 取組への評価

大気環境、水環境などの環境質は順次改善してきているが、一部の地域においては環境基準の超過が見られることから、引き続き適切な対策が求められています。

また、アスベストやフェロシルト問題など県民生活に不安を与える新たな課題が生じており、適正な情報の提供と早期の対策が引き続き必要です。

【協働】地球的視野で環境を考え、県民、民間団体、事業者、行政が協働する社会

協働による環境保全活動の推進
環境コミュニケーションの推進
自主的な取組の促進
環境教育・学習の推進
環境情報の整備と環境関連技術の充実
政策の企画立案・実施における協働の推進
国際環境協力の推進

1 主な取組

リサイクル活動、環境美化活動、河川浄化活動、自然環境保全活動、各種講習会・講演会などを開催して、県民の環境保全活動への参加と自主的行動を促進しています。

平成18年5月に、産学行政の連携拠点として「あいち資源循環推進センター」を開設し、先導的で効果的な循環ビジネスの創出と事業化支援を進めています。

Webページ「あいちの環境」を管理、運営し、環境に関する様々な情報を県民に提供するとともに、環境情報をダウンロードして活用できるようにしています。

環境保全功労者の表彰など環境保全活動への意欲を喚起するための措置を講じ、県民の自主的取組を促進しています。

県の物品購入に当たっての調達方針を定め、グリーン調達を積極的に進めています。

平成16年度に「愛知県環境学習基本方針」を策定し、県民が環境に配慮して行動できる能力を身につけるために必要な環境学習の機会を提供するよう努めています。

アジア地域を中心に、研修生の受け入れや職員の派遣を行い、県が培った環境保全に関する技術、ノウハウなどの移転を進めています。

2 取組への評価

愛知万博は県民、民間団体、事業者の環境活動の促進に大きな効果をもたらしました。今後はこの流れを拡充していくことが必要であり、そのためには環境学習の機会の提供や各種講習会、講演会を引き続き実施するとともに、国際会議の誘致など県民意識を高める取組も必要です。

第 2 短中期政策に掲げた項目別目標の達成状況、今後の課題等

1 大気環境保全対策

短中期政策に掲げた目標

- 1 2005 年度までに二酸化窒素（NO₂）、2010 年度までに浮遊粒子状物質（SPM）に係る環境基準の達成を目指します。
- 2 2010 年度までにエコカー大量普及を目指します。（「あいち新世紀自動車環境戦略」において具体的普及台数（300 万台）を設定）
- 3 自動車交通に伴う騒音・振動の低減、地球温暖化防止に努めます。

(1) 二酸化窒素対策

ア これまでの取組、目標の達成状況、主な成果等

大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法、県民の生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）に基づく規制指導のほか、本県独自の施策として、「あいち新世紀自動車環境戦略」や「愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱」を策定し、自動車対策を中心として、工場・事業場対策など各種対策を総合的に推進することにより、一定の成果を得てきました（図1）。

2005 年度においては、二酸化窒素の環境基準について、一般環境大気測定局では 72 局すべてで達成できましたが、自動車排出ガス測定局は 26 局中 2 局で達成できませんでした（全体の達成率は 98%）。

イ 今後の課題

二酸化窒素の環境基準が達成できなかった自動車排出ガス測定局の 2 局は、国道 1 号及び 23 号沿道にあり、特に自動車交通が集中し、自動車排出ガスによる局地的な汚染が見られる地域であることから、その地域特性を踏まえた更なる取組が必要です。

今後は、従来の施策を一層推進するほか、主要幹線道路沿道の局地汚染対策を推進することが必要です。

(2) 浮遊粒子状物質対策

ア これまでの取組、目標の達成状況、主な成果等

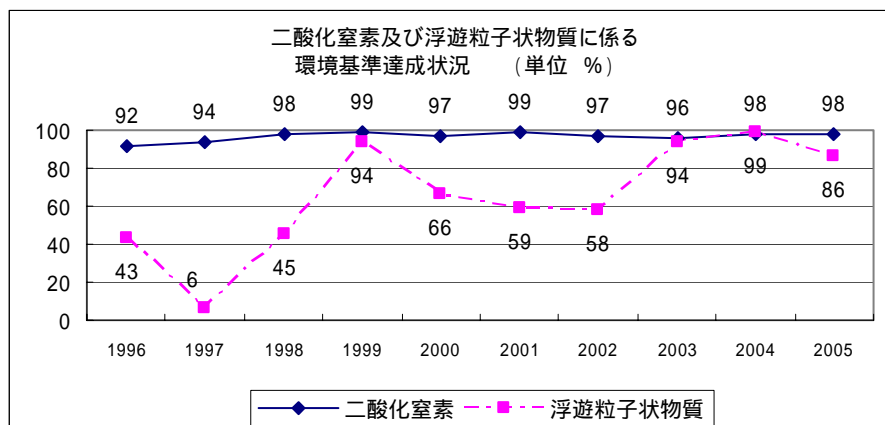
二酸化窒素対策と同様に、工場・事業場や自動車から排出される粒子状物質削減のための規制指導や各種対策を総合的に推進し、一定の成果を得てきました（図1）。

2005 年度においては、一般環境大気測定局では 71 局中 9 局、自動車排出ガス測定局では 26 局中 5 局で環境基準を達成できませんでした（全体の達成率は 86%）。

イ 今後の課題

今後は、従来の施策を一層推進するほか、主要幹線道路沿道の局地汚染対策や浮遊粒子状物質の原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）対策を推進することが必要です。

図1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況



(3) エコカー普及促進対策

ア これまでの取組、目標の達成状況、主な成果等

自動車を用いる県民、事業者に対してエコカー導入に向けた普及啓発を推進するとともに、中小企業者等のエコカー導入を促進するため、補助金の交付や融資制度を設けるなど支援に努めてきました。

低排出ガス認定車や低燃費車の開発の進展もあり、エコカーは2004年度末に100万台を超え、普及は順調に進んでいます(図2)。

イ 今後の課題

引き続き、普及啓発事業や補助事業を継続するとともに、物品調達の配送車にエコカーを用いるグリーン配送の拡大を進めていくことが必要です。

(4) 自動車交通に伴う騒音、振動の低減

ア これまでの取組、目標の達成状況、主な成果等

環境施設帯の設置、渋滞解消事業など様々な改善対策を実施し、2005年度の自動車交通騒音の環境基準達成率は78%と過去最高となりました。(図3)。

イ 今後の課題

国道1号、23号沿道など自動車交通が集中している地区では依然として環境基準を達成していない箇所があり、引き続き低騒音舗装等道路構造の改善対策などが必要です。

図2 エコカーの普及台数

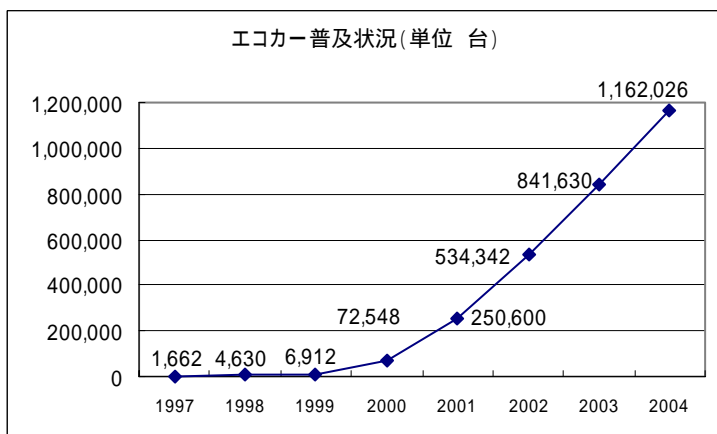
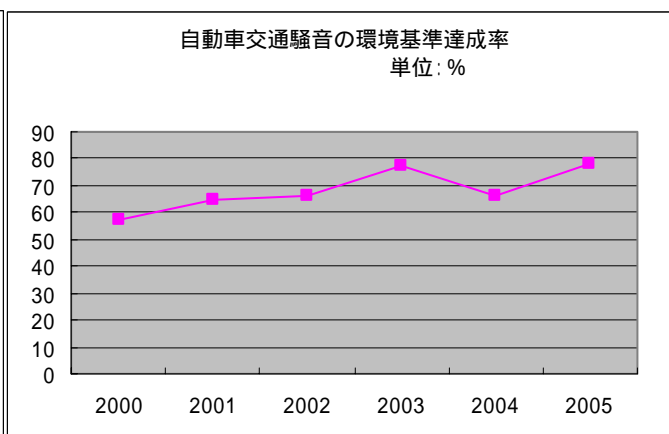


図3 自動車交通騒音の環境基準達成率の状況



参考 エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPG 貨物自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車、燃料電池車をいう。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成率（％）

（自動車環境戦略の目標）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2005年度	2010年度
二酸化窒素	97	99	97	96	98	98	100	
浮遊粒子状物質	66	59	58	94	99	86		100

大気環境基準達成率（％）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
二酸化硫黄	44	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	1	1	1	1	0	0
一酸化炭素	100	100	100	100	100	100
ベンゼン	78	72	100	100	100	100
トリクロロエチレン	100	100	100	100	100	100
テトラクロロエチレン	100	100	100	100	100	100
ジクロロメタン	100	100	100	100	100	100

2000年度は三宅島の噴火が影響している。

自動車から排出される窒素酸化物（t／年）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
30,166	28,906	24,137	23,861	21,226

自動車から排出される粒子状物質（t／年）【一次粒子のみ】

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
3,489	3,392	2,687	2,676	2,249

エコカー普及台数（台）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	自動車環境戦略の目標	
					2005年度	2010年度
8,726	250,600	534,342	841,630	1,162,026	1,000,000	3,000,000

騒音に係る環境基準達成率（％）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
自動車騒音	57 (73区間)	65 (93区間)	66 (105区間)	77 (306区間)	66 (119区間)	78 (116区間)
新幹線騒音	67 (72地点)	63 (72地点)	71 (72地点)	54 (78地点)	42 (78地点)	50 (78地点)
航空機騒音 (名古屋空港)	0 (5地点)	0 (5地点)	0 (5地点)	0 (5地点)	0 (5地点)	0 (5地点)

※ 名古屋空港は2005年2月から県営化。

2 資源循環と廃棄物適正処理対策

短中期政策に掲げた目標

1 資源循環の推進

資源投入、生産、流通、消費、廃棄という物質フローの各断面において発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の取組を進め、環境負荷の小さい循環型社会の形成を目指します。

2 廃棄物適正処理の推進

- ・ 2006年度における最終処分量を現状（1999年度）に対して、一般廃棄物は33%、産業廃棄物は26%削減します。
- ・ 2010年度における廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の最終処分量を現状（1999年度）に対して40%削減を目指します。

(1) 資源循環の推進

ア これまでの取組、目標の達成状況、主な成果等

資源循環型社会の形成に向け、「あいちエコタウンプラン」を策定するとともに、これに基づき先導的なリサイクル施設整備の促進に取り組んできました。

イ 今後の課題

今後も資源の地域内循環とエネルギーの効率的利用を図る「ゼロエミッション・コミュニティ構想」を策定し、企業などによる事業化を促進するなどして、環境負荷の小さい資源循環型社会の形成を進める施策に取り組む必要があります。

(2) 廃棄物適正処理の推進

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

一般廃棄物の目標である最終処分量の削減については、市町村の分別収集、焼却施設の改善が進み、2005年度で38.1%の削減と既に計画目標を上回り、順調に効果が表れていますが、ごみの総排出量についてはここ数年横ばいです。また、産業廃棄物最終処分量についても、事業者のリサイクルが進み、2004年度は25.9%の削減と計画目標を達成しつつあります（図4、図5）。

イ 今後の課題

一般廃棄物については、排出量の抑制とリサイクルを一層推進することが必要です。また、産業廃棄物についても、2010年度の目標である最終処分量40%削減を実現させるため、発生抑制、再使用、再生利用を一層推進することが必要です。

図4 一般廃棄物最終処分量の推移

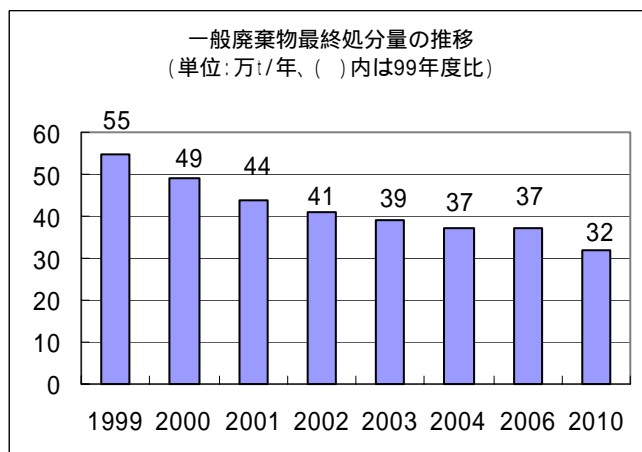
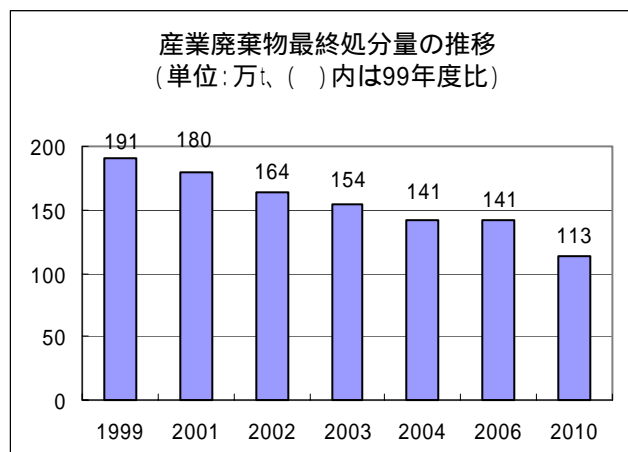


図5 産業廃棄物最終処分量の推移



参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

1人当たりのごみ排出量 (g/人・日)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
1,066	1,027	1,032	1,041	1,025	1,021

ごみリサイクル率 (%)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
17.4	19.2	19.4	20.3	21.1	22.0

廃棄物最終処分量

(目標数値)

		1999年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2010年度
一般廃棄物	最終処分量 (万 t/年)	55	44	41	39	37	34	37	32
	削減率 (%)		20.0	25.5	29.1	32.7	38.1	33	40
産業廃棄物	最終処分量 (万 t/年)	191	180	164	154	141		141	113
	削減率 (%)	-	5.8	14.1	19.4	25.9		26	40

リサイクル施設 (一般廃棄物) の処理能力 (t/日)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
427.4	563.2	633.2	735.8	749.0	773.5

産業廃棄物発生量 (万 t/年)

1999年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
1,721	1,858	1,961	1,947	2,059

産業廃棄物再資源化率 (%)

1999年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
67.6	72.7	74.2	74.6	71.5

3 地球温暖化・オゾン層保護対策

短中期政策に掲げた目標

- 1 2010年度における県内から排出される温室効果ガス排出量を1990年度レベル(※)から6%削減することを目指します。
温室効果ガスのうちHFC、PFC及びSF₆については、1995年度の排出量
- 2 オゾン層破壊物質でもあるフロンガスについて、その回収、再利用及び破壊の推進を図ります。

(1) 地球温暖化防止対策

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

2005年2月の京都議定書の発効に伴い、国を挙げて地球温暖化対策の強化が進められる中、県は同年1月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき、市町村と協調した住宅用太陽光発電施設の設置促進（家庭部門）、事業者の取組の促進を図る「CO₂排出削減マニフェスト」（産業部門）、エコカー普及、カーシェアリング（運輸部門）など、部門別に戦略に掲げられた施策を進めています。

しかし、1998年度以降増加が抑制されていた温室効果ガスの排出量は、近年再び増加傾向にあります（表1、図6。2002年度は基準年度比で9.9%の増加）。

産業部門の排出量は減少基調にありますが、本県における活発な産業活動を反映し、総排出量に対して大きな割合を占めています（2002年度では50.5%）。

民生家庭部門では世帯数の増加、世帯当たりのエネルギー消費原単位の増加等を、民生業務部門では大型商業施設の出店等を、また、運輸部門では自動車の増加、大型化等を原因としてそれぞれ排出量が増えています。

表1 県内の温室効果ガス排出量の推移

(単位：千トン-CO₂)

年度	基準年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	基準年度比増減率(%)
温室効果ガスの種類															
二酸化炭素(CO ₂)	73,108	73,108	74,948	75,983	74,327	77,478	77,673	77,709	78,484	77,167	76,812	76,193	78,667	82,096	12.3
メタン(CH ₄)	349	349	343	349	332	331	325	318	319	311	306	306	305	303	-13.2
一酸化二窒素(N ₂ O)	805	805	890	967	1,034	1,080	1,089	1,078	1,091	1,074	1,081	1,081	1,166	1,226	52.3
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	683						683	716	837	767	993	915	948	980	43.5
パーフルオロカーボン類(PFCs)	653						653	716	684	716	778	778	778	778	19.1
六ふっ化硫黄(SF ₆)	3,833						3,833	3,658	3,658	3,658	2,439	2,265	2,090	1,916	-50.0
温室効果ガス総排出量	79,431	74,262	76,181	77,299	75,693	78,889	84,256	84,195	85,073	83,693	82,409	81,538	83,954	87,299	9.9

図6 県内の温室効果ガス排出量の推移

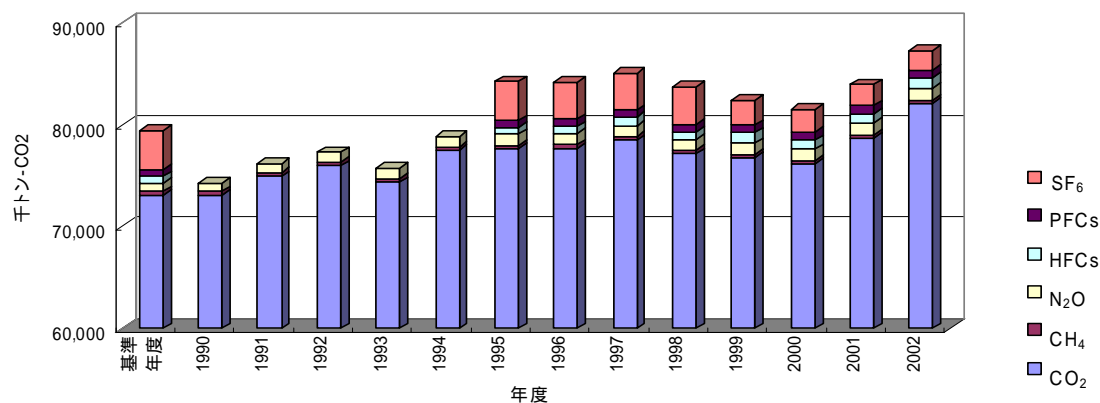
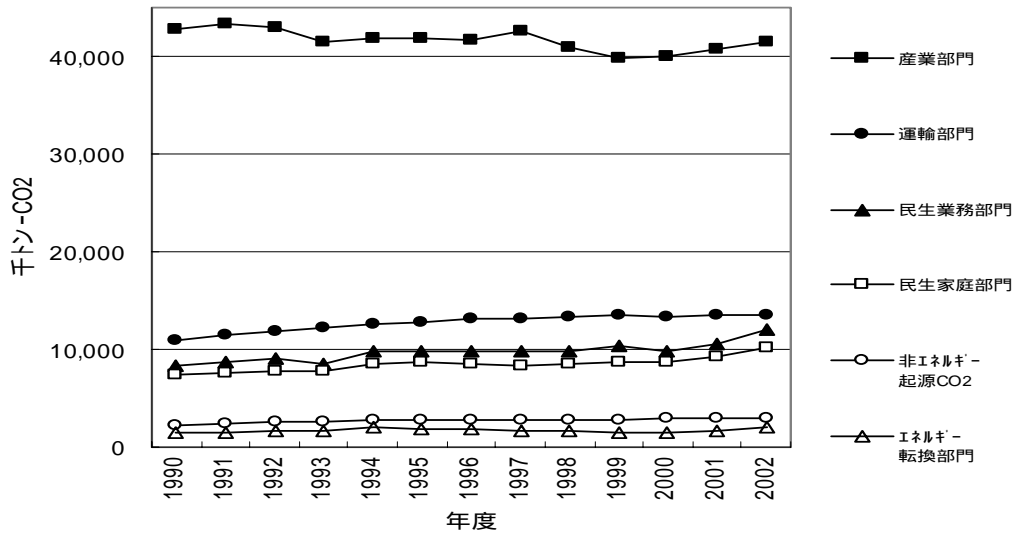


表2 県内の部門別の二酸化炭素排出量の推移

(単位：千トン-CO₂)

部門名	年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	基準年度 比増減率 (%)
		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	
エネルギー 起源CO ₂	産業	42,711	43,270	42,966	41,514	41,817	41,872	41,754	42,607	40,968	39,766	39,925	40,762	41,435	-3.0
	民生家庭	7,315	7,549	7,834	7,732	8,563	8,655	8,476	8,401	8,503	8,791	8,761	9,282	10,159	38.9
	民生業務	8,381	8,631	9,015	8,549	9,894	9,776	9,875	9,785	9,886	10,385	9,780	10,521	12,052	43.8
	運輸	10,915	11,449	11,906	12,215	12,541	12,786	13,064	13,133	13,389	13,457	13,391	13,515	13,537	24.0
	エネルギー 転換	1,481	1,558	1,749	1,709	1,946	1,880	1,786	1,745	1,621	1,567	1,409	1,577	1,956	32.1
	非エネルギー 起源CO ₂	2,304	2,490	2,513	2,609	2,718	2,705	2,754	2,813	2,799	2,847	2,927	3,009	2,958	28.4
二酸化炭素 総排出量		73,108	74,948	75,983	74,327	77,478	77,673	77,709	78,484	77,167	76,812	76,193	78,667	82,096	12.3

図7 県内の部門別の二酸化炭素排出量の推移 (単位：千トン-CO₂)

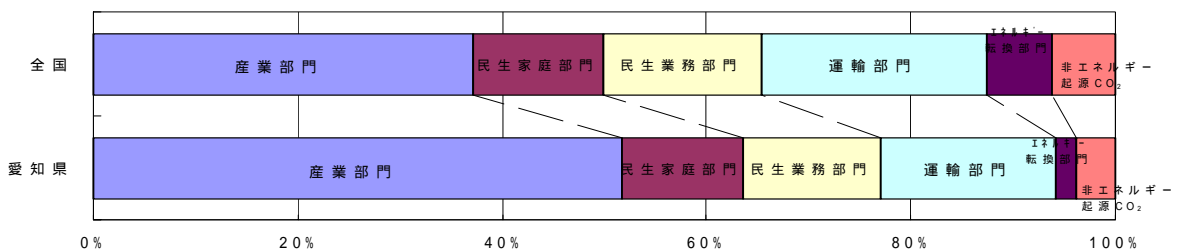


イ 今後の課題

目標の達成に向け総排出量の約90%を占めるエネルギー起源CO₂を中心に、民生家庭部門では家庭用機器や住宅の省エネ対策、民生業務部門では業務用機器や建築物の省エネ対策、また、運輸部門では交通流・量対策や適正な自動車利用対策など、部門ごとにそれぞれの特性を踏まえた対策を推進することが必要です。

なお、製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて高く、事業者による自主的取組の推進が一層期待されるところです (図8)。

図8 2001年度の二酸化炭素排出量構造の全国との比較



参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

県内需要電力量（百万KWh）

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
電灯	13,743	14,220	14,251	14,747	14,596	15,434
電力	43,182	43,937	42,929	43,491	43,152	44,639

県内都市ガス消費量（百万MJ）

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
家庭用	27,163	27,910	28,120	28,329	29,505	28,547
商業用	7,459	8,652	8,918	9,163	9,652	10,411
工業用	42,328	46,509	47,685	50,280	54,404	60,862

エネルギー消費量（製造業）

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
石炭（t）	5,656,027	5,254,676	5,400,416	5,881,032
重油（kl）	1,965,137	1,997,962	2,007,866	1,875,635
都市ガス（千m ³ ）	758,632	830,041	842,479	850,084
LPG（t）	668,008	492,089	584,827	499,677
灯油（kl）	276,563	258,853	245,668	225,043

1人当たりのガソリン使用量（l／人・年）

1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
527	544	548	585	599	607

二酸化炭素排出量（千t－CO₂／年）

1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
76,428	77,167	76,812	76,193	78,667	82,096

二酸化炭素濃度（ppm）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
390	385	385	390	389	395

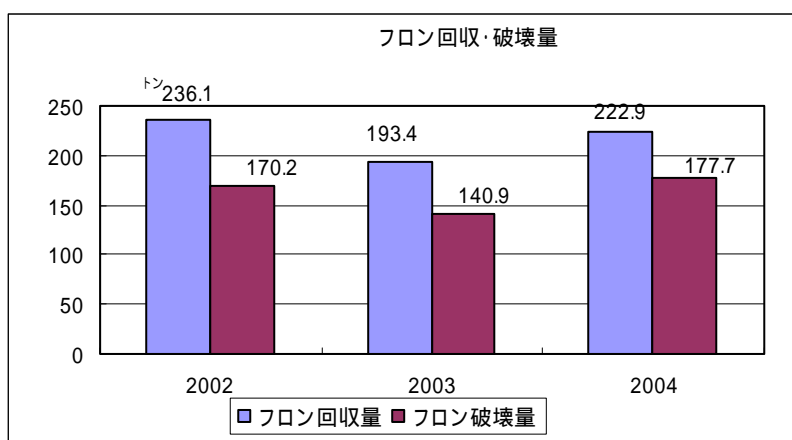
(2) オゾン層保護対策

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

フロン類の製造等を規制するオゾン層保護法や業務用冷凍空調機器に含まれる冷媒フロンの適正処理を促進するフロン回収破壊法などの排出抑制を図る法整備が行われ、これらを受けて県では、フロン回収破壊法に基づく適正処理対策を進めてきました。

愛知県内の業務用冷凍空調機器より回収されるフロン類回収量は、2004年度には全国2位（都道府県別）となりましたが、これは県とフロン回収・処理推進協議会が一体となって事業者にも周知を図った結果であるといえます。

図9 県内のフロン回収・破壊量の推移（単位：トン）



イ 今後の課題

業務用冷凍空調機器の廃棄時の冷媒フロン類の回収率は31%（全国、2004年度）と推定されており、この対策として、行程管理表の導入、知事に廃棄業者等に対する指導権限の付与、整備時のフロン回収義務の明確化を内容とした改正フロン回収破壊法が2007年10月から施行される予定です。

このため、改正フロン回収破壊法に基づき、適正処理にかかる指導の更なる強化を図り、回収量の向上とフロン類の一層の削減を促進することが必要です。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

フロン回収量（t／年）

1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
45.0	72.0	93.2	236.1	193.4	222.9

フロン破壊量（t／年）

1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
29.6	56.3	87.5	170.2	140.9	177.7

4 水循環・地盤環境対策

短中期政策に掲げた目標

- 1 健全な水循環による伊勢湾の浄化
 - ・ 2004年度を目途に、COD負荷量を110t/日、窒素含有量負荷量を73t/日、りん含有量負荷量を7.6t/日に削減します。
 - ・ 全ての水質調査地点において、水質環境基準の達成・維持を目指して、2010年度までに（基本計画短中期的政策プログラムに記載する）施策を推進します。
- 2 健全な土壌・地下水の保全
 - ・ 地下水質測定計画による地下水の監視調査対象井戸について、自然汚染を除き、地下水環境基準の達成・維持を目指して（基本計画短中期的政策プログラムに記載する）施策を推進します。
 - ・ 土地利用の変化など調査の必要性に応じ、土壌汚染調査を指導するとともに、リスク低減措置及び二次汚染防止を促進します。

(1) 健全な水循環による伊勢湾の浄化

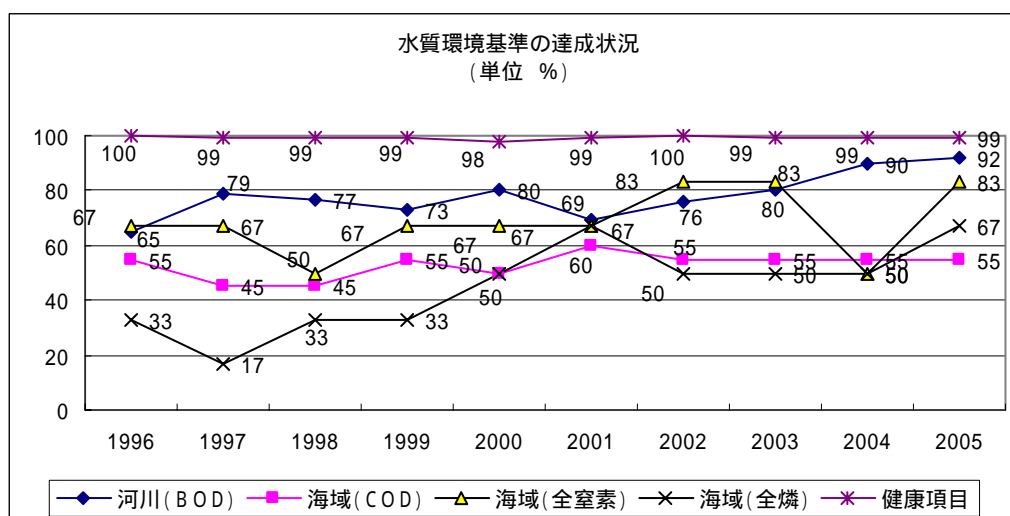
ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

河川における水質環境基準の達成状況を、有機汚濁の代表的な指標であるBOD(生物学的酸素要求量)について見ると、達成率は徐々に上昇し、2005年度は92%と過去最高となっています。

湖沼(油ヶ淵)では、有機汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について見ると、依然として環境基準を達成していません。

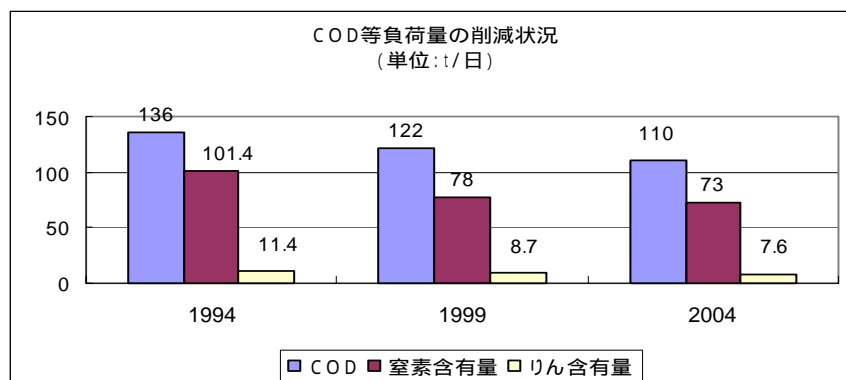
海域においては、CODについての達成率は近年横ばいの状態が続いており、2005年度は55%となっています。特に閉鎖性水域である伊勢湾のCODに係る環境基準達成率は、同じ閉鎖性水域である東京湾、瀬戸内海に比べて低い状態で推移しています。また、富栄養化の代表的な指標である全窒素及び全リンについても、環境基準達成率は、年度による変動はあるものの横ばいの状態が続いています(図10)。

図10 公共用水域における水質の環境基準の達成状況(単位: %)



伊勢湾では、総量削減計画を策定し、COD、窒素及びリンを総量規制の対象として汚濁負荷量の削減を図っており、それぞれの削減目標は達成しています（図 11）。

図 1 1 総量削減計画に基づくCOD、窒素、リンの削減目標量の推移（単位：トン／日）



イ 今後の課題

(7) 生活排水対策等

伊勢湾は、外界水との水交換がしにくい閉鎖性水域であり、流入する汚濁物質の多くが湾内に蓄積しやすいことから、浄化を進めるには、このような閉鎖性水域の特性を踏まえ、汚濁負荷削減対策とともに干潟の保全・再生、底質環境の改善など総合的な対策が必要です。

汚濁負荷の発生源として、日常生活に起因する生活排水の占める割合が大きくなっており、本県は、汚水処理人口普及率（下水道処理人口、農業集落排水処理施設等処理人口、浄化槽人口及びコミュニティプラント処理人口の合計を住民基本台帳人口で除したもの）が全国平均を下回っていることから、下水道の早急な整備など生活排水対策を積極的に推進することが必要です（図 12. 13）。

図 1 2 COD汚濁負荷量の排出源別の推移（単位：トン／日）

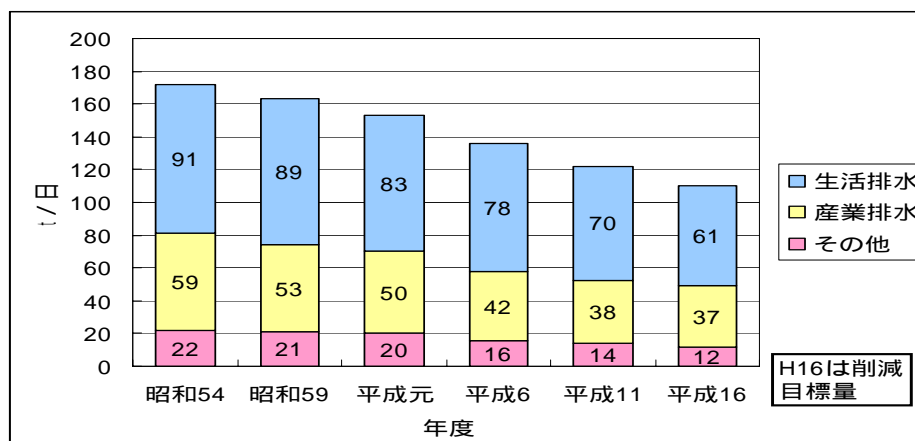
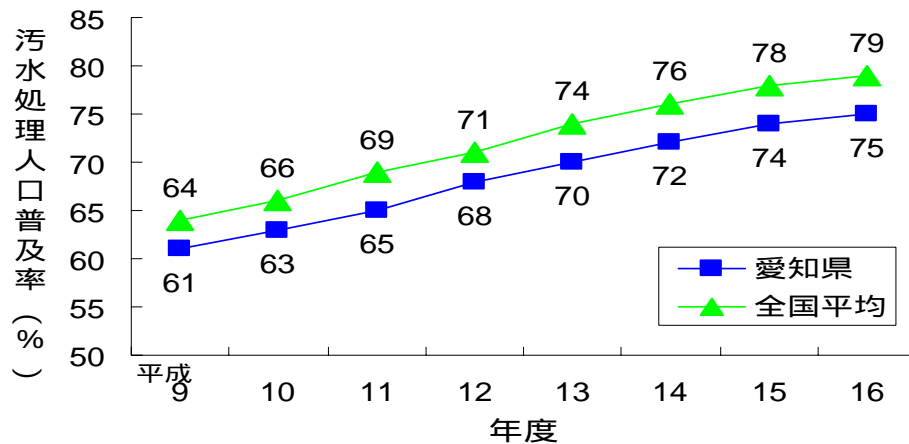


図13 汚水処理人口普及率の推移



(1) 健全な水循環の再生

水環境を総合的に保全するには、水質の浄化だけでなく、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全などが必要であり、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ機能が適切なバランスのもとに確保されている健全な水循環の再生を図る必要があります。

このため今後は、県が2006年3月に策定した「あいち水循環再生基本構想」に基づき、県民や事業者、民間団体、行政などが地域の水循環の状況について共通の認識を持ち、各主体の役割分担のもとに連携・協働して、水循環再生施策を推進することが必要です。

(2) 健全な土壌・地下水の保全等

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、土壌及び地下水の汚染防止のための規制を強化してきました。

水循環の一翼を担っている地下水の環境基準達成率（全項目の平均）は2005年度は99%となっていますが、揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など工業や農業など事業活動に伴って使用される物質による汚染が生じています。

イ 今後の課題

発生源対策が重要であることから、今後も地下水質の保全のために事業者に対する指導等による汚染の未然防止等の推進が必要です。また、汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には浄化対策を早期にかつ適切に実施させることが必要です。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

水質環境基準達成率 (%)

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
BOD(河川)	80	69	76	80	90	92
COD(海域)	50	60	55	55	55	55
全窒素(〃)	67	67	83	83	50	83
全燐(〃)	50	67	50	50	50	67
健康項目	100	99	100	99	99	99

汚水処理人口普及率 (%)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
68	70	72	74	75	78

下水道普及率 (%)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
55.7	57.3	59.3	61.0	62.5	64.1

CODの負荷量、窒素含有量の負荷量、りん含有量の負荷量

	1994年度	1999年度	2004年度
CODの負荷量(t/日)	136	122	110
窒素含有量の負荷量(t/日)	101.4	78	73
りん含有量の負荷量(t/日)	11.4	8.7	7.6

地下水環境基準達成率 (自然汚染を除く。) (%)

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
鉛	100	100	100	100	100	99
六価クロム	99	100	100	100	100	100
砒素	100	100	100	100	100	100
総水銀	100	100	100	100	100	100
1,1-ジクロロエチレン	100	100	100	100	98	99
cis-1,2-ジクロロエチレン	99	99	100	100	99	98
トリクロロエチレン	99	100	99	100	99	97
テトラクロロエチレン	100	100	100	99	99	99
ふっ素	100	100	100	100	100	99
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	98	95	97	96	97	97
ぼう素	100	100	100	100	100	100
その他	100	100	100	100	100	100

地下水揚水量 (名古屋市、三河山間部を除く。) (千 m^3 /日)

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
1,068	1,069	1,035	1,009	991	991

5 化学物質に係る環境リスク対策

短中期政策に掲げた目標

化学物質の排出量・移動量の継続的な削減を目指します。

(1) これまでの取組、目標の達成状況、成果等

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）や生活環境保全条例に基づき、事業者による化学物質の排出量及び移動量の把握が可能になるとともに、化学物質の取扱量の届出や特定化学物質等管理書の作成の義務づけなど、事故時も含めた化学物質の適正な管理を促進してきました。

届出によれば、県内の上位4物質はトルエン、キシレン、エチルベンゼン、塩化メチレンであり、これらの排出量は、2001年度以降減少傾向を示しています。

また、P C Bについては、2004年11月に「愛知県P C B廃棄物処理計画」を策定し、2005年には処理施設が整備され、処理が始まりました（処理期限 2016年）。

(2) 今後の課題等

今後は、P R T R法や生活環境保全条例の適正な運用とともに、セミナーの開催やリスクコミュニケーションの実施により、P R T R制度を周知徹底し、化学物質による環境リスクの低減対策を一層進めていきます。特に、リスクコミュニケーションは、事業者、住民、行政が化学物質についての情報を共有し、お互いの意思疎通を図るものであり、地域全体で化学物質を適切に管理する取組を進める基盤となることから、積極的な実施を推進し、事業者の化学物質自主管理を促進することが必要です。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

化学物質排出量（t/年）

		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
届出 排出量	トルエン	12,000	9,700	9,800	9,900
	キシレン	7,800	6,200	6,700	6,300
	エチルベンゼン	2,200	2,000	1,800	1,900
	塩化メチレン	2,200	2,000	1,800	1,600
届出外 排出量	トルエン	5,900	11,000	4,100	4,600
	キシレン	3,200	8,300	3,600	3,900
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	2,200	1,300	1,300	1,300

ダイオキシン類環境基準達成率（%）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
大気環境	100	100	100	100	100	100
公共用水域	97	98	100	100	95	100
地下水	100	100	100	100	100	100
土壌	100	100	100	100	100	100

P C B処理率（%）

2005年度の処理率 5.7（%）（2005年度が処理の初年度）

6 生物多様性の保全

短中期政策に掲げた目標

- 1 現存する動植物種の維持に努めます。
- 2 自然環境保全地域、自然公園区域、鳥獣保護区の維持・拡充を図ります。

(1) 現存する動植物種の維持

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

野生動植物の生息生育空間として重要な役割を担っているすぐれた自然については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区などの制度により保全に努めてきました。

また、希少種の保護に関しては、「レッドデータブックあいち」の作成、普及により希少種の保護の重要性の啓発を図るとともに、保全すべき生態系を「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」、「奥山」の四つに区分し、その保全指針の作成を順次進めています。

ヌートリア、アライグマなどの外来生物については、外来種捕獲手法マニュアルを作成し、市町村など関係機関等への普及啓発に努めてきました。

イ 今後の課題

愛知県の自然環境を長期的に見ると、開発の進行や人と自然とのかかわりの変化に伴って、自然の分断や植生自然度の低下が進行しています。

こうした状況の下で、県内で確認された動植物の種のうち、絶滅のおそれがあるとされたものの割合は脊椎動物が 11.3%、維管束植物が 13.4%となっています。

また、普通種の希少種化も進んでいるほか、移入種による生態系への影響といった新たな問題も顕在化するようになっていきます。

このため、希少種の適切な保護及び外来種対策を行うとともに、野生動植物の生息生育空間を保全することにより（生態系ネットワークの形成）、生物多様性の保全を図る必要があります。

(2) 自然環境保全地域、自然公園区域、鳥獣保護区の維持・拡充

ア これまでの取組、目標の達成状況、成果等

すぐれた自然環境を有する地域やすぐれた風景地については、自然環境保全地域や自然公園に指定し、適切な維持管理に努めてきました。

最近では、2004 年度に山中八幡宮、2005 年度に海上の森の 2 地域を新たに自然環境保全地域に指定し、大幅に指定面積が増加しました（図 14）。

自然公園では、四つの国定公園と七つの県立自然公園が指定されており、その面積は県土の約 17%に及び、全国平均の 14%を上回っています。県では順次、区域や地種区分の見直しを行っており、土地の改変が進行した地域について除外等を行う一方で、希少動植物が生息生育する地域については編入等に努めています（図 15）。

また、鳥獣保護区についても順次見直しを行っており、2005 年度末では県保護区は 66 箇所、25,354 ヘクタール、国保護区は 1 箇所、770 ヘクタールとなっています。

さらに、東海自然歩道や自然公園施設など自然とのふれあいの場の整備に努めてきました。

このほか、身近な自然の代表である里山については、2005年度まで毎年「里山保全アドバイザー養成講座」を開催し、里山保全活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、2005年度にあいちの里山保全ワークショップを開催するなど、保全活動の活性化を図ってきました。

図14 県内の自然環境保全地域の面積の推移

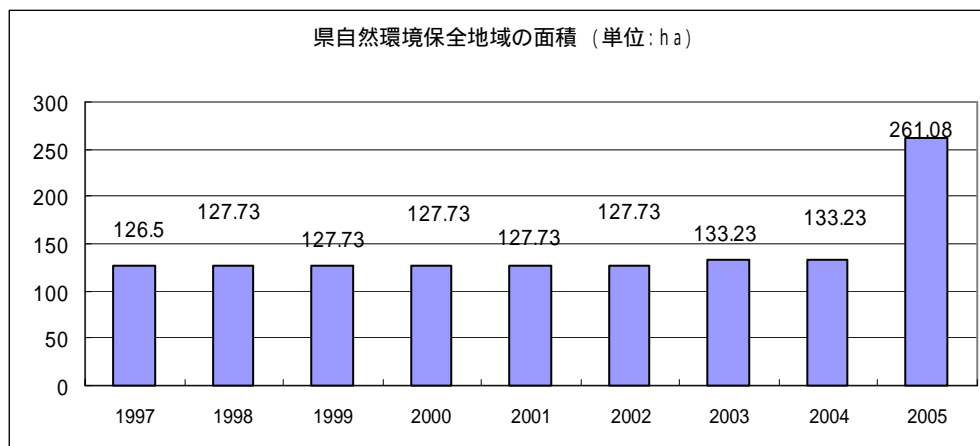
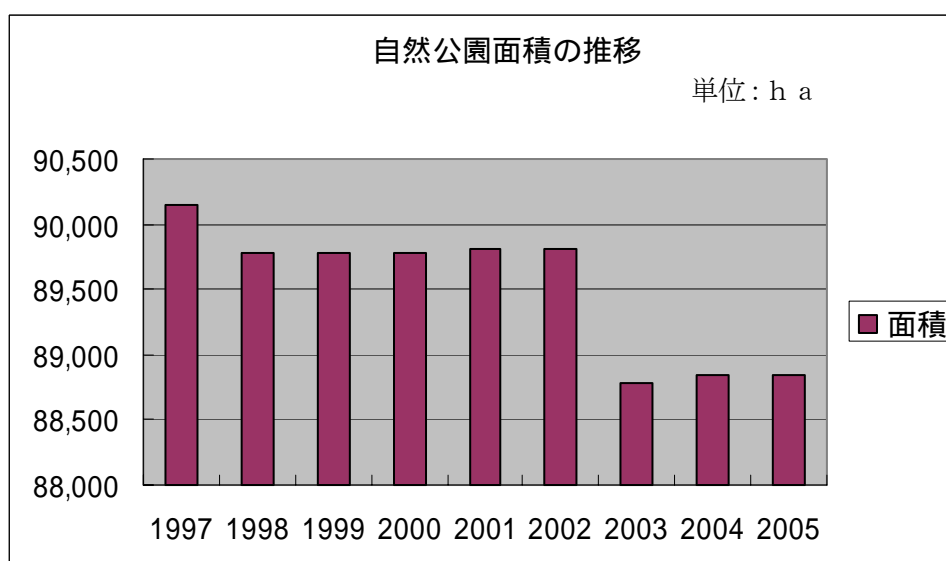


図15 県内の自然公園面積の推移



イ 今後の課題

自然環境保全地域については、豊かな生態系を有する重要地域であるため、今後も新たな指定、拡充に努めていく必要があります。

自然公園については、これまで自然景観の保護に重点が置かれていましたが、最近では生物多様性が重視されてきていることから、希少種保護や外来種対策を含めて制度を運用する必要があります。

鳥獣保護区についても、生物多様性の保全に配慮した運用に努める必要があります。

さらに、これらの地域を核として生態系ネットワークの形成を進めていくことが求められています。

また、自然環境の保全については、県民の自発的な行動が大きな力となることが期待されることから、愛知万博の様々な取組を契機として高まった県民の関心を具体的な行動へとつなげていくため、自然公園施設を始めとするふれあいの場等の整備拡充に努めるとともに、保全活動を一層活発化させるための新たな仕組みについても検討する必要があります。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

緑地面積（都市公園、森林、農地）（h a）

1996年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
314,198	311,673	306,504	305,804	305,005	304,305	303,805	303,805

自然林、自然草原の面積比（％）

1976年度	1980年度	1988年度	1994年度	1999年度
1.2	0.8	0.8	0.8	0.8

二次林面積比（％）

1976年度	1980年度	1988年度	1994年度	1999年度
17.9	12.87	13.1	12.9	12.7

多自然型川づくり（k m）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
49	57	65	70	75	84

道路の緑化（k m）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
682	665	670	676	705	752

1人当たりの都市公園面積（m²/人）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
6.36	6.45	6.55	6.62	6.69

県自然環境保全地域の面積（h a）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
127.73	127.73	127.73	133.23	133.23	133.23	261.08

県内の自然公園の面積（h a）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
89,784	89,812	89,812	88,780	88,839	88,839

絶滅種及び絶滅のおそれのある種の数

		絶滅種	絶滅のおそれのある種
(2001年現在)	動物	16	234
	植物	39	445

ふれあいの場の利用者数（千人）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
国定公園	25,687	24,715	22,569	21,018	20,611	20,201
県立自然公園	7,954	7,519	5,920	6,820	4,897	6,338
東海自然歩道	338	228	286	284	255	257

7 環境コミュニケーションの推進

短中期政策に掲げた目標

各主体の環境意識の向上、各主体の自主的取組の促進、各主体間の相互理解の深化、信頼関係の向上を図り、各主体間のパートナーシップを形成します。

(1) 環境学習等の推進

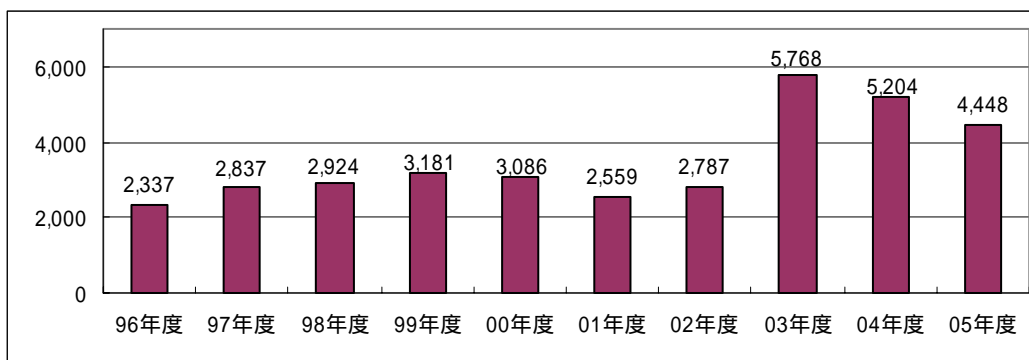
ア これまでの取組、成果等

平成 17 年 1 月に「愛知県環境学習基本方針」を策定し、環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを施策の三本柱として取組を推進しています。

イ 今後の課題

今後は、この基本方針に基づき、環境学習の拠点機能を持つ「あいち環境学習プラザ」を開設するとともに、市町村、企業などの環境学習関連施設とも連携しながら、環境学習の取組を多角的に推進することが必要です。

図 16 子供エコクラブの加入者数の推移（単位：人）



(2) 企業の環境保全活動の促進

ア これまでの取組、成果等

県内企業の自発的な環境管理の取組については、ISO14001 の認証が毎年約 200 件程度増加していることから、環境保全に配慮した事業活動（環境経営）は徐々に定着してきています。

イ 今後の課題

今後もセミナーの開催、企業カウンセリング、ISO14001 の認証取得に係る融資制度等の企業支援を続けていくとともに、中小企業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（エコアクション 2.1 等）の普及を進めていくことが必要です。

参考 環境指標から見た環境基本計画の進捗状況

ISO14001 認証取得数（事業所）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
541	665	906	1,128	1309	1487

環境NPO法人数（団体）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
10	12	24	38	52	69

こどもエコクラブ会員数（人）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
3,086	2,559	2,787	5,768	5,204	4,448

自然観察指導員（人）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
398	416	380	420	420	360

環境カウンセラー（人）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
90	138	125	160	182	221

「あいちの環境」ホームページアクセス件数（平均件／月）

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
65,923	121,985	218,615	202,467	212,738	259,161